兵庫地方最低賃金審議会

第3回兵庫県電子部品等製造業最低賃金専門部会

日時:令和7年9月16日(火)10:00~

場所:兵庫労働局16階 第3共用会議室

部会次第

1 開 会

2 議 題

- (1) 兵庫県電子部品等製造業最低賃金に係る改正決定の審議について
- (2) その他
- 3 閉 会

令和7年9月16日

兵庫地方最低賃金審議会 会長 山口隆英 殿

> 兵庫地方最低賃金審議会 兵庫県電子部品・デバイス・電子回路製 造業、電気機械器具製造業、情報通信機 械器具製造業最低賃金専門部会 部会長 山口隆英

兵庫県電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、 情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和7年7月18日兵庫地方最低賃金審議会において付託された 兵庫県電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械 器具製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり の結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員労働者代表委員使用者代表委員清 田 美 夏末 道 辰 也榮 永 悟庭 本 佳 子堀 井 説 也松 岡 直 哉山 口 隆 英松 石 剛 啓脇 坂 岳

兵庫県電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機 械器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金

- 1 適用する地域 兵庫県の区域
- 2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

- (1) 電子部品・デバイス・電子回路製造業
- (2)電気機械器具製造業(医療用計測器製造業(心電計製造業を除く。)及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。)
- (3) 情報通信機械器具製造業
- (4) 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(3)までに掲げる産業に分類されるものに限る。)
- 3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃、片付け、軽易な運搬又は賄いの業務
 - ロ 手作業により又は手工具、小型電動工具、卓上旋盤若しくは卓上ボール盤その他これらに準ずる操作が容易な小型機械(卓上において行うものに限る。)を用いて行う材料の送給、洗浄、取揃え、選別、部分品の差し・曲げ・切り、穴あけ、ねじ合わせ、刻印打ち、みがき、バリ取り、組線、巻線、はんだ付け、かしめ、取付け、塗装、塗油、検査、検数、結束、袋入れ、箱入れ、包装、レッテル貼り又は値札付けの業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。)
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
 - 1時間 1, 117 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日令和7年12月1日

令和7年9月16日

兵庫労働局長 金成真一殿

兵庫地方最低賃金審議会 会長 山口隆英

兵庫県電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、 情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について(答申)

当審議会は、令和7年7月18日付け兵労発基0718第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。

兵庫県電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機 械器具製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

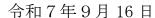
- 適用する地域 兵庫県の区域
- 2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

- (1)電子部品・デバイス・電子回路製造業
- (2)電気機械器具製造業(医療用計測器製造業(心電計製造業を除く。) 及び 当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。)
- (3)情報通信機械器具製造業
- (4)純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(3)までに掲げる産業に分類されるものに限る。)
- 3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18 歳未満又は65 歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃、片付け、軽易な運搬又は賄いの業務
 - ロ 手作業により又は手工具、小型電動工具、卓上旋盤若しくは卓上ボール盤その他これらに準ずる操作が容易な小型機械(卓上において行うものに限る。)を用いて行う材料の送給、洗浄、取揃え、選別、部分品の差し・曲げ・切り、穴あけ、ねじ合わせ、刻印打ち、みがき、バリ取り、組線、巻線、はんだ付け、かしめ、取付け、塗装、塗油、検査、検数、結束、袋入れ、箱入れ、包装、レッテル貼り又は値札付けの業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。)
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
 - 1時間 1, 117 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日令和7年12月1日





兵庫労働局長 金成真一 殿

> 兵庫地方最低賃金審議会 会長 山口隆英

兵庫県電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、 情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について(答申)

当審議会は、令和7年7月18日付け兵労発基0718第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。

兵庫県電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機 械器具製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 適用する地域 兵庫県の区域
- 2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

- (1)電子部品・デバイス・電子回路製造業
- (2)電気機械器具製造業(医療用計測器製造業(心電計製造業を除く。) 及び 当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。)
- (3)情報通信機械器具製造業
- (4)純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(3)までに掲げる産業に分類されるものに限る。)
- 3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18 歳未満又は65 歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃、片付け、軽易な運搬又は賄いの業務
 - ロ 手作業により又は手工具、小型電動工具、卓上旋盤若しくは卓上ボール盤その他これらに準ずる操作が容易な小型機械(卓上において行うものに限る。)を用いて行う材料の送給、洗浄、取揃え、選別、部分品の差し・曲げ・切り、穴あけ、ねじ合わせ、刻印打ち、みがき、バリ取り、組線、巻線、はんだ付け、かしめ、取付け、塗装、塗油、検査、検数、結束、袋入れ、箱入れ、包装、レッテル貼り又は値札付けの業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。)
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
 - 1時間 1, 117 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日令和7年12月1日